平成 27 年度

児童相談の概要

(平成26年度 実績)

宮城県

中央児童相談所 北部児童相談所 東部児童相談所 東部児童相談所気仙沼支所

はじめに

児童相談所の運営につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を頂き、深く感謝 申し上げます。

平成26年度、全国の児童相談所が対応した児童虐待相談件数は8万8、931件(速報値、昨年度比20.5%増)と、平成2年の統計開始以来24年連続の増加を記録し初めて8万件を超えました。全国の警察が児童相談所に通告した児童数も、統計開始の平成6年以降最多となる2万8、923人(前年比33.9%増)を記録しています。

宮城県でも、平成26年度に児童相談所が受理した虐待件数は1,375件(仙台市 含む)と過去最多を記録しました。

子どもの問題は、家庭環境、とりわけ保護者の健康状態や生活状況、その時代の社会 情勢と密接な関連があります。

東日本大震災から4年を経た本県では、災害公営住宅の建設・入居が着々と進み、小中学校や保育所等の復旧もほぼ完了するなど、子どもを取り巻く環境が整いつつある一方で、物理的・経済的・精神的に不安定な状況に陥っている方やDVの被害を受けている方も多く、子ども達が影響を受けていると強く感じています。

学校基本調査速報値における中学生の「不登校出現率」も全国2位であり、3年連続 一位こそ免れたものの不登校者の割合が依然高く、震災の影響が窺われる子どもが相当 数いる現状に強い危機感を持っています。

児童虐待など子どもや家庭をめぐる問題は複雑・多様化しており、きめ細かな支援が必要とされています。地域の関係機関と協力して機能を発揮し、迅速・的確に対応していけるよう、児童相談所はより一層の研鑽を積んでまいります。

平成26年度の県内児童相談所の実績をまとめました。子どもたちの福祉の向上に役立てていただければ幸いです。

平成27年10月

宮城県中央児童相談所長 鎌田 康弘 宮城県北部児童相談所長 柴崎 裕子 宮城県東部児童相談所長 中川 恵子 気仙沼支所長 福田 宏子

目 次

1	y	見重相談所の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1	沿革	1
	2	概況	4
	3	管轄区域 ·····	5
	4	組織	6
	5	業務	7
	6	相談の種類と内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	7	相談業務のながれ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
П	į	業務実績 ····································	10
	1	相談調査業務	11
	((1)相談種別受付状況 ······	11
	((2)地区別受付状況 ······	13
	((3)経路別受付状況 •••••••	14
	((4)年齢別受付状況 ************************************	14
	((5)相談処理状況	17
	((6)虐待相談関係	20
	((7) 電話相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	((8)援助方針会議等開催状況 •••••••	23
	2	判定指導業務 ······	24
	((1)年齡別·相談種別判定指導状況	24
	((2)医学的・心理学的検査及び指導・治療の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	((3)情報提供文書作成状況 ······	28
	((4)施設措置児童の判定	28
	((5)乳幼児精神発達精密健康診査 ·····	29
	((6)心身障害児集団指導訓練事業 ·····	31
	((7)心身障害児通園施設等巡回指導事業	33
	((8)療育手帳判定 ····················	34
	((9)巡回相談	34
	3	措置業務	35
	((1)児童福祉施設の入退所状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35

(2)里親登録と里親委託状況	 38
4 一時保護業務 ······	 40
(1)一時保護の状況 ・・・・・・	 40
(2)一時保護児童の保護日数	 40
(3)一時保護児童の支援状況	 41
参考資料	
県内児童福祉施設 ······	 43

I 児童相談所の概要

1 沿 革

- 昭和 22.12 児童福祉法公布
- 昭和 23. 4 宮城県中央児童相談所(B級)開設。(庁舎を北一番丁67におき、旧小笠原産婦人科病院跡を日本医療団宮城県支部より買収。相談・鑑別・保護・庶務の4部制をとる。)
- 昭和 23. 8 石巻児童相談所(D級)開設。(担当地域 石巻市, 桃生郡, 牡鹿郡, 遠田郡, 本吉郡) 塩釜児童相談所(D級)開設。(担当地域 塩竈市, 宮城郡, 黒川郡, 名取郡生出村, 名取郡秋保村)
- 昭和 24. 6 石巻・塩釜両児童相談所新築落成移転。
- 昭和 25. 8 中央児童相談所において、キャロル女史より技術指導を受ける。
- 昭和 26. 4 中央児童相談所、厚生省よりモデル相談事業所として指定を受ける。
- 昭和 29. 9 中央児童相談所, 仙台市北八番丁207に新庁舎落成移転。
- 昭和 30.10 石巻・塩釜児童相談所廃止。中央児童相談所に統合。塩竈市に児童福祉司を 駐在させる。
- 昭和 30.12 児童福祉司増員(13名)。県出張所(11ヶ所)兼務発令となる。
- 昭和 34. 4 A級児童相談所として認可。専任措置係をおく。
- 昭和 34.12 一時保護所に女児棟増築及び寮舎改築。
- 昭和 35. 5 チリ地震津波被災地志津川町に臨時保護所開設。
- 昭和 35.11 課制施行により、総務・相談調査・判定指導・一時保護の4課となる。
- 昭和 36. 4 気仙沼市に児童福祉司を駐在させる。
- 昭和 37. 4 相談調査課の措置係を3名とし、1名を里親専任とする。
- 昭和 37. 5 福祉事務所に福祉課設置。兼務児童福祉司は福祉課所属となる。
- 昭和 43. 6 宮城県総合福祉センター開設。北八番丁より移転し、児童部として業務を行う。 (相談調査・判定指導・一時保護の3課制。)
- 昭和 44. 4 県福祉事務所兼務児童福祉司1名となる。 相談調査課3係から4係となる。(第1, 第2, 第3, 措置係。)
- 昭和 45. 6 一時保護所を総合福祉センター隣接地に新築移転。

- 昭和 48. 8 志津川福祉事務所兼務児童福祉司は、気仙沼市を併せて担当。
- 昭和 50. 4 措置課新設4課となる。
- 昭和 58. 4 移動児童相談所業務開始。移動相談課新設5課となる。
- 平成 元. 4 宮城県古川児童相談所(C級)開設。(古川市七日町の古川市所有の建物を借用し、仮庁舎で、総務・相談措置・判定指導の3課制。担当地域 古川市、気仙沼市、遠田郡、志田郡、加美郡、玉造郡、栗原郡、登米郡、本吉郡の2市7郡。) 気仙沼市・本吉郡担当児童福祉司を気仙沼市役所に駐在。
 - 中央児童相談所の移動相談課廃止。
 - 県福祉事務所兼務児童福祉司を全員児童相談所に引き揚げる。
 - ・仙台市,政令指定都市昇格に伴い仙台市児童相談所を設置。一時保護は、 宮城県中央児童相談所で受託。
- 平成 2. 4 古川児童相談所, 古川市駅南二丁目4番3号に新庁舎落成, 移転。
- 平成 4.5 仙台市児童相談所に一時保護所開設。
- 平成 6.4 古川児童相談所 気仙沼市・本吉郡担当児童福祉司を志津川町駐在に変更。
- 平成 7.6 中央児童相談所に『子ども・家庭110番』(家庭支援電話相談事業)を開設。
- 平成 12.11 児童虐待防止法施行。
- 平成 13. 4 児童関係機関の再編により、子どもメンタルクリニック、児童関連機関の技術 支援、人材育成企画及び中央児童館などを所管する、子ども総合センターが新 たに設置される。

児童相談所は地域子どもセンターと改称。また、沿岸地域の体制を強化するため、石巻市に中央地域子どもセンター石巻支所を設置した。

- 平成 14. 8 急増する児童虐待に関する相談・通報に迅速・的確な対応を行うため中央地域子どもセンター、同センター石巻支所、古川地域子どもセンターに「虐待対応推進チーム」を緊急配置した。
- 平成 15. 4 中央地域子どもセンター石巻支所の管轄地域(石巻市, 桃生郡, 牡鹿郡)に古川地域子どもセンター管轄の沿岸部地域(気仙沼市, 本吉郡(津山町を除く))を編入して、石巻地域子どもセンターとして独立。

- 平成 17. 4 改正児童福祉法完全施行。市町村が児童相談援助の第一義的機関として位置づけられ、児童相談所の役割は専門性の高い困難事例への対応や市町村の後方支援に重点化される。
- 平成 18. 4 気仙沼・本吉圏域を管轄とする「石巻地域子どもセンター気仙沼支所」を設置した。 古川地域子どもセンターが大崎地域子どもセンターに改称。
- 平成 18.10 障害者自立支援法の完全施行に伴ない,障害児施設への措置は,原則契約制へ移行。
- 平成 19. 6 児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正(平成20年4月1日施行)。 裁判所の令状を得て、解錠を伴う立入調査が認められる。さらに、市町村に要保護 児童対策地域協議会の設置が義務化される。
- 平成 20. 4 地域子どもセンターを児童相談所と改称。併せて大崎を北部、石巻を東部と改称。 また、登米市の管轄を北部児童相談所から東部児童相談所へ変更。
- 平成 23.3.11 東日本大震災発生。
- 平成 24. 4 民法等の一部改正により、親権停止制度の創設、未成年後見人制度が見直しされ、また、児童福祉法の一部改正により、児童相談所長による親権代行等の権限強化が図られるとともに、18歳以上の障害児施設入所者及び障害児通所サービスの実施主体が市町村に移行された。 (平成24年4月1日施行)
- 平成 25. 4 中央児童相談所,名取市美田園二丁目1番地の4,教育・福祉複合施設まなウエル みやぎ内に移転。
 - ・一時保護所の入所定員を20名から30名に増員。

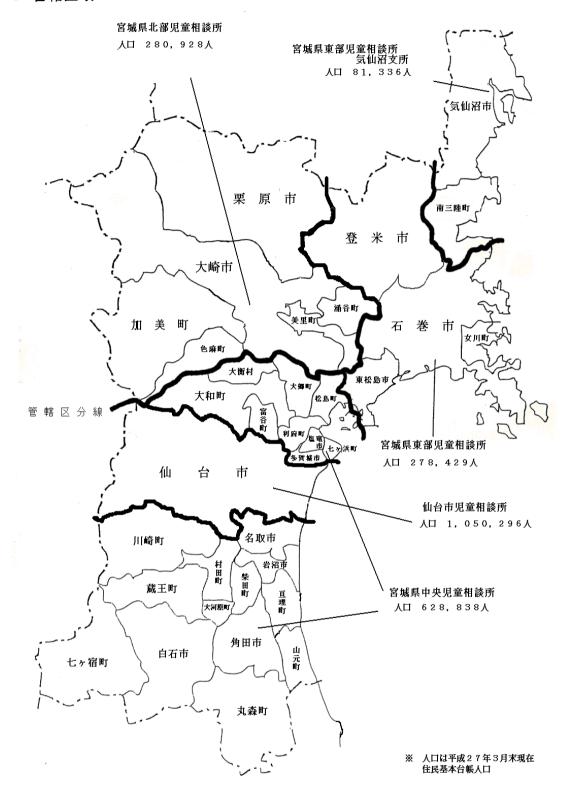
2 概 況

平成27年4月1日

	中步	夬児童	直相該	炎所	北部	邹児童	直相診	於所	東部	邹児童	直相該	於所			章相談 召 支	
所在地	名取	市美	121 田園 1番均		大崎	9 - 市古 二丁		有	石巻	市東	081 <i>2</i> 中里 目4番			沼市	0066 東新 ⁵ 丁目	成
電話	022	- 78	4 – 3	583	022	9 – 2	2 – 0	030	022	5 – 9	5 – 1	121	022	26 – 2	1 – 1	020
ファクシミリ	022	- 78	4 – 3	586	022	9 – 2	2 – 0	029	022	5 – 2	3 – 3	473	022	26 – 2	1 – 1	075
設置年月日	昭和] 23年	₹ 4月	1日	平成	大元 年	4月	1日	平成	15年	₹ 4月	1日	平成	18年	F 4月	1日
	職	兼	非	合	職	兼	非	合	職	兼	非	合	職	兼	非	合
職員数			常				常				常				常	
柳萸荻	員	任	勤	計	員	任	勤	計	員	任	勤	計	員	任	勤	計
	43	8	33	84	23	4	4	31	22	4	2	28	8	4	0	12
管内面積	2	2,414.	.1 km	ĵ Î	2	,328.8	88 k n	า้	1	,257.	33 kn	า้		49	5.84 k	: m ²
管内人口		628,8	38人			280,9	28人			278,4	29人			81,3	36人	
児童人口		103,8	89人			41,18	85人			44,3	32人			10,7	70人	
市町村	6	市 15	町 14	村		2市	4町			3市	1町			1市	ī 1町	
警察署		7	署			6	署			4	署			2	署	
小 学 校 (児童数)			3校 68人))		63 (13,70)			校 4人)				校 88人)	
中 学 校(児童数)		62 (18,2	校 81人))		32 (7,09	••			24 (5,42	校 !6人)			15 (2,19	校 (5人)	

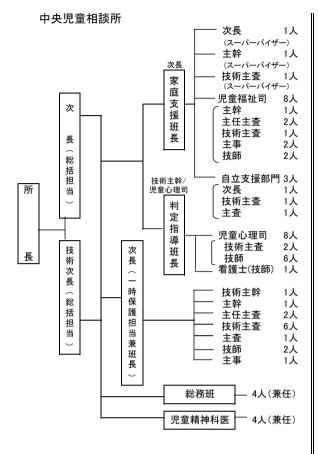
⁽注) 管内人口は, 平成27年3月末住民基本台帳。 児童人口は, 平成27年3月31日現在. 推計人口。 学校数, 児童生徒数は平成26年度学校基本調査。学校数に分校は含まない。児童生徒数に分校含む。

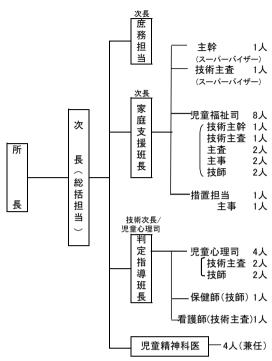
3 管轄区域



4 組織(非常勤を除く)

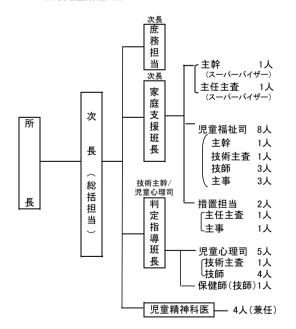
平成27年4月1日現在



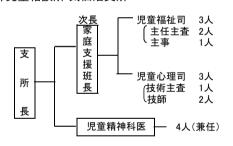


東部児童相談所





東部児童相談所 気仙沼支所



虐待対応推進チーム



5 業 務

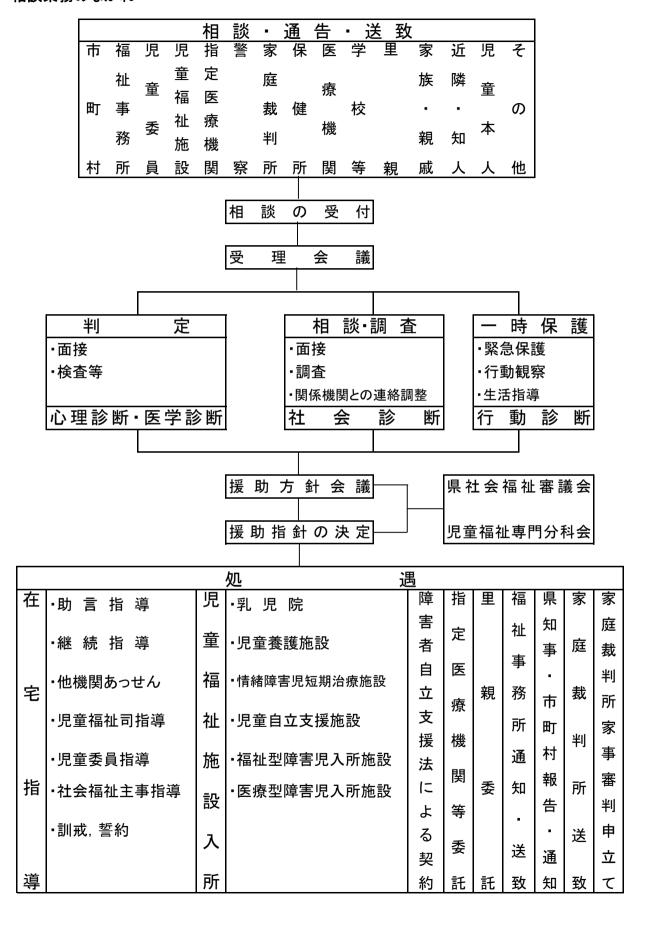
児童相談所は、児童福祉法第12条に基づいて設置されている専門の相談機関で、児童に関するさまざまな問題について相談に応じ、関連した各種の業務を行っている。

- (1) 市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助及びこれらに付随する業務を行う。
- (2) 児童に関する家庭やその他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものなどに応ずる。
- (3) 児童とその家族につき、必要な調査並びに 医学的、心理学的、教育学的、社会学的、及び精神保健上の判定を実施し、適切な治療や援助を行う。
- (4) 児童の福祉を図るために、児童の施設への措置や里親への委託などを行う。
- (5) 棄児, 家庭事情による養育困難, あるいは保護者等による虐待など児童を緊急に保護する必要がある場合, または非行など児童の問題行動を改善するため, 家庭や地域から児童を一時的に切り離す必要がある場合には, 一時保護を行う。
- (6) 上記の相談業務を行うため、必要に応じて巡回相談を実施する。

6 相談の種類と内容

	相談種別	内容
養護相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 子どもの身体に外傷が生じ、又はそのおそれのある暴行を加えること (2) 性的虐待 子どもにわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること (3) 養育・監護の怠慢・放棄(ネグレクト) 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置又は同居人による虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること (4) 心理的虐待 子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと(暴言、差別、児童の面前での暴力など)
畝	その他の相談	父又は母等保護者の家出・失踪, 死亡, 離婚, 入院, 稼動及び服役等による養育困難児, 迷子, 親権を失踪した親の子, 後見人を持たぬ子ども等児童虐待相談以外の環境的問題を有する子ども, 養子縁組に関する相談。
保健相談	保健相談	未熟児, 虚弱児, 内部機能障害, 小児喘息, その他の疾患(精神疾患を含む) 等を有する子どもに関する相談。
	肢体不自由相談	肢体不自由児,運動発達の遅れに関する相談。
障	視聴覚障害相談	盲(弱視を含む), ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談。
害	言語発達障害等相談	構音障害, 吃音, 失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども, 言語発達遅滞, 注意欠陥障害を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害, 自閉症, しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる。
相	重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談。
談	知 的 障 害 相 談	知的障害児に関する相談。
	発達障害相談	自閉症, アスペルガー症候群, その他の広汎性発達障害, 学習障害, 注意欠 陥多動性障害等の児童に関する相談。
非行	ぐ 犯 等 相 談	虚言癖, 浪費癖, 家出, 乱暴, 性的逸脱等のぐ犯行為, 問題行動のある子ども, 警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
相 談	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育出	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗,友達と遊べない,落ち着きがない,内 気,緘黙,不活発,家庭内暴力,生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の 問題を有する子どもに関する相談。
成相談	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。
談	適性相談	進学相談, 職業適性, 学業不振等に関する相談。
	しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談。

7 相談業務のながれ



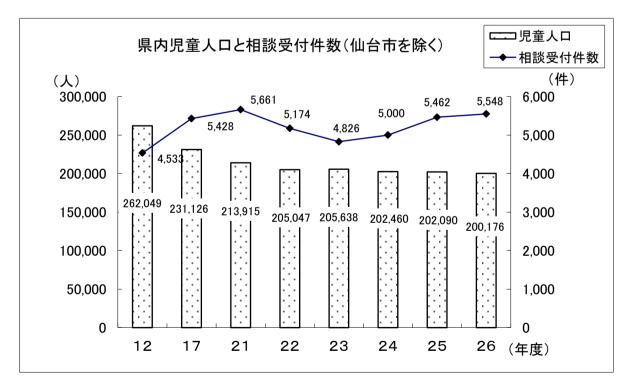
Ⅱ 業務実績

出生率の低下による児童数の減少が続いているものの、児童を取り巻く社会環境は、離婚の増加、匿名性・家庭の密室性の進行、親の子育て負担感の増大や、地域社会における相互扶助機能のぜい弱化等、大きな構造的変化を示している。また、本県においては、東日本大震災後の環境変化の影響も懸念されているところであり、平成20年度以降減少傾向にあった相談受付件数は、平成24年度からは増加に転じ、内容も複雑化、多様化してきている。

このような状況のなかで各児童相談所は、関係機関との連携のもとに、児童に関する 各般の相談に応じ、通告を受理し、必要な援助と施設入所等の措置を行い、児童の健全育成と 福祉の向上に努めた。

また、仙台市児童相談所や児童福祉施設等と業務連絡会議を開催して相互の連携を図るとともに、他の関係機関主催による各種会議などに参加して、助言、指導にあたった。

さらに、福祉教育関係機関、各種団体等による研修会や諸会議に出席し、児童福祉の啓蒙に努めた。特に市町村に対しては、児童福祉法等の改正により、平成17年度からは市町村が児童家庭相談に関する第一義的な相談窓口として位置づけられたことから、各児童相談所とも連絡会や研修会を開催するとともに、市町村要保護児童対策地域協議会の諸会議及び個別ケース検討会等に構成メンバーとして参画し、業務が円滑に遂行できるよう支援した。



(注)児童人口は国勢調査及び推計人口による。

1 相談調査業務

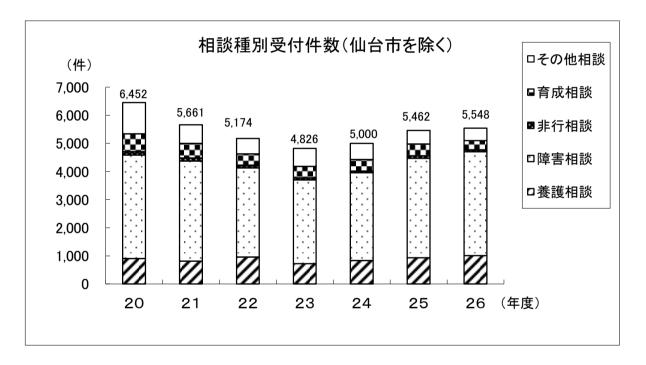
家庭支援班は児童相談所における相談の窓口として,各種の相談や通告を受理し,児童福祉司等による調査援助を行い,必要に応じて判定指導班と連携し,助言や支援を行っている。

また、一時保護や施設入所等を活用することにより問題の改善や家庭調整を図っている。

(1) 相談種別受付状況(表1)

児童相談所(仙台市を除く)の総受付件数は5,548件であり,昨年度より86件増(1.6%増) と3年連続で増加となった。

なかでも養護相談が932件から1,009件に,障害相談が,3,542件から3,694件に増加した。



平成26年度の相談種別受付状況をみると、養護相談は1,009件のうち虐待相談が802件を 占めている。障害相談は3,694件と全体の過半数を占めており、各児童相談所においても同様 の傾向を示している。非行相談は71件でぐ犯相談が46件、触法相談は25件であった。 育成相談は328件で、なかでも性格行動相談が223件と最も多くなっている。

表1 相談種別受付供数の推移

(平成22年度~平成26年度)

<u> </u>		目談種別	リズリア	十致の		7 .		=		-	=4-		<u> </u>					-
	相談	総	養護	相談	保	障 肢相	視相	害 言障	重障	祖 知相	談 発相	<u>非 行</u> ぐ相	相談触相	育 性相	成 不相	相適	談し	その
\	〉別		養へ	養へ	健	体		語語		的	達		法	格		性	つ	他
			虐	そ	+0	不	覚	_	症害			犯	行		登		け	の
年度別			待	の 他	相	自	障	発相	心相	障	障		為	行		相	相	相
別	\	数	護〜	護〜	談	由談	害談	達談	身談	害談	害談	等談	等談	動談	校談	談	談	談
平	中央	2,297 (191)	339	91 (28)	6 (6)	20		109 (1)	23	807 (5)	528 (11)	18 (4)	35 (1)	98 (39)	22 (18)	12 (2)	24 (20)	165 (56)
	北部	1,157	174	45	(0)	42		102	7	399	155	11	8	75	15	29	2	93
成	東部	(17) 1,267	(2) 199	(2) 56	7	26		94	8	371	177	(1) 9	13	(6) 54	(3) 18		(2) 4	(1) 231
	怎 仙	(84) 453	(4) 41	(12) 13	(7) 1	6		(1) 52	3	158	(1) 88	(3)		(19) 27	(15)	15	(3)	(19) 41
22	沼	(44) 5,174	(10) 753	(3) 205	(1) 14	94		357	41	(1) 1,735	(2) 948	(2) 42	56	(6) 254	(2) 58	(7) 56	31	(10) 530
年	県 計	(336)	(16)	(45)	(14)			(2)		(6)	(14)	(10)	(1)	(70)	(38)	(9)	(25)	(86)
+	仙台	7,371	482	817	22	137	28	40	383	936	3,137	96	37	525	147		4	580
度	合 計	12,545	1,235	1,022	36	231	28	397	424	2,671	4,085	138	93	779	205	56	35	1,110
平	中 央	2,152 (270)	200	78 (27)		23		148 (1)	23	965 (3)	359 (4)	19 (11)	9	84 (55)	24 (23)	17 (1)	24 (22)	179 (123)
	北部	1,020	134	28		27		86	5	407	138	10	6	101	11	35	1	31
成	東部	(18) 1,239	(1) 109	(2) 103	2	17		(1) 97	9	373	(3) 97	(1) 6	10	(7) 50	(1) 15	(1) 7	(1)	341
	怎 仙	(99) 415	27	(15) 42	(2)	1		(1) 21	2	(2) 128	(3) 59	(5)	(2) 5	(25) 17	(14)	14	(3)	(27) 87
23	沼	(91) 4,826	(1)	(17) 251	0	60		352	39	1,873	(1) 653	(1) 38	30	(9) 252	(6) 57	(3)	(2) 30	(51) 638
⊭	県 計	(478)	470 (2)	(61)	(2)	68		(3)		(5)	(11)	(18)	(2)	(96)	(44)	73 (5)	(28)	(201)
年	仙台	7,056	474	722	32	90	31	22	355	1,054	2,815	38	34	417	130	3	14	825
度	合 計	11,882	944	973	34	158	31	374	394	2,927	3,468	76	64	669	187	76	44	1,463
<u>度</u> 平	中央	2,248 (231)	312	71 (20)		22	1	208 (6)	6 (1)	863	406 (3)	2	14	84 (69)	20 (19)	9 (1)	8 (7)	222 (105)
	北部	1,093	160	34		16		118	1	396	152	11	14	124	8	15	4	40
成	東部	(2) 1,224	144	54		6		132	1	443	86	12	7	(2) 47	22	7	11	252
l	怎 仙	(87) 435	40	(2) 20		1		24	1	(1) 153	87	(2)	(1) 2	(9) 29	(17)	16	(9)	(46) 56
24	沼	(38)	(4)	(8)			- 1	(1)		(2)		0.5		(8)	(2)	(4)	(1)	(8)
年	県 計	5,000 (358)	656 (4)	179 (30)		45	1	482 (7)	9 (1)	1,855 (3)	731 (3)	25 (2)	37 (1)	284 (88)	53 (38)	47 (5)	26 (17)	570 (159)
#	仙台	8,058	447	674	10	103	24	52	259	1,440	3,051	36	20	498	136	2	6	1,300
度	合 計	13,058	1,103	853	10	148	25	534	268	3,295	3,782	61	57	782	189	49	32	1,870
177	中 央	2,525 (197)	365	60 (17)	1 (1)	32 (1)		230 (2)	2	1,047 (4)	481 (3)	21 (5)	10	42 (28)	19 (19)	3	8 (8)	204 (109)
 	北部	1,142	198	41	1	7		95	3	409	118	13	16	146	16	31	3	45
成	東部	(45) 1,364	158	(2) 74	(1) 2	35		(2) 136	2	(3) 514	114	(1) 21	4		(7)	(1)	9	(1) 192
	怎 仙	(91) 431	(4) 31	(11) 5	(2)	3		36		(1) 178	(1) 100	(5) 1		(18) 19	(13) 10	(3)	(9)	(24) 34
25	沼	(29) 5,462	(1) 752	(2) 180	4	77		497	7	(1) 2,148	813	(1) 56	30	(9) 270	(8)	70	20	(7) 475
年	県 計	(362)	(5)	(32)	(4)	(1)	0.0	(4)		(9)	(4)	(12)		(82)	(47)	(4)	(17)	(141)
+	仙台	8,523	494	702	11	131	22	60	245	1,483	2,977	20	21	584	151	1	18	1,603
度	合 計	13,985	1,246	882	15	208	22	557	252	3,631	3,790	76	51	854	214	71	38	2,078
平	中 央	2,661	394	66	3	22		180	4	1,142	567	21	18		23	9	2	179
		(156) 1,102	186	(24)	(3)	(1) 5		64		422	(6) 197	(9) 5	3	(20) 111	(22) 10	17	(2)	(69) 44
成		(35)			(3)			(5)		(1)				(13)	(4)	(3)	(2)	(4)
	東部	1,382 (142)	174 (6)	95 (33)		12 (0)		55 (4)		565 (2)	167 (4)	19 (10)	3 (0)		12 (12)	13 (5)	8 (8)	198 (34)
26	気 仙 沼	403	48	13		3		30		144	115	1	1	20	4	5		19
		(26) 5,548	(2) 802	(5) 207	6	42		(2) 329	4	(1) 2,273	(1) 1,046	46	25	(9) 223	(3) 49	(2) 44	12	(1) 440
年	県計	(358)	(8)	(62)	(6)		10	(11)	200	(4)	(11)	(19)		(66)	(41)	(10)	(12)	(108)
'	仙台	9,520	573	711	12	124	12	43	220	1,696	3,605	51	22	559	142	2	25	1,723
度	合 計	15,068	1,375	918	18	166	12	372	224	3,969	4,651	97	47	782	191	46	37	2,163
戊	(注)(ハナ重ぎ	おおまり	再掲。#	- t-i	仙石士	 +佳計	 -た ア	1 1 2 2 1 1					<u> </u>				

⁽注)()は電話相談の再掲。ただし、仙台市は集計をしていない。 平成23年度から継続件数を除く。 平成26年度の福祉行政報告例改正により自閉症相談に代わり発達障害相談の項目が新設されたため、平成25年度まで 言語発達障害等相談に計上していた注意欠陥多動性障害を有する児童に関する相談は、発達障害相談に分類した

(2) 地区別受付状况

表2 市町村別相談受付件数

34	2 市町村 相	が一般		十数 相談	保	障	5	書	相	1	≣火	非 行	相談	苔	成	相	談	そ
	談	小心	養養	養	本	肢	視	言	重	知	発	را ا	触	性	不	適	し	- (
	別		護	護		体	聴	語	症		\ ±			14-				の
			<u></u>	$\overline{}$	健			発	心	的	達	犯	法	格	登		つ	II Ia
\			虐	そ		不	覚	達	身	障	障			行		性		他
			待	の		自	障	障	障	=	=	等	等	#H	校		け	の
市			· ·	他	相	由	害	害	害	害	害	40		動	40	相	4-	
町			相	∵		相	相	等	相	相	相	相	相	相	相		相	相
村 別		数	談	相談	談	談	談	相談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談
73.3	塩竈市	236	20	3	12/4	2	改	18	1	108	62	2	改	3	改	- 政	畝	16
	白石市	134	46	5		1		1		48	16	1	3			2		11
	名取市	255	54	1		4		17		113	41	1	6	2		1		15
	角田市	119	34	4		1		6		47	22	1	1		1	-		2
	多賀城市	170	40	4				6		98	11	1	-	1	-	1		8
	岩沼市	226	31	4		2		10		107	49	4	2	2				15
	蔵王町	42	9			1		3		22	6							1
	七ヶ宿町	1								1								
	大河原町	94	16	1		2		6		49	17							3
	村田町	32	2			-		3		18	8							1
	柴田町	136	12	4		3		7		63	45							2
	川崎町	30	3					2		14	5	1				3		2
中 央	丸森町	41	2			2		1		32	4							
	亘理町	146	25					16		62	33	1	2	1		1		5
	山元町	23	2					1		14			1					5
	松島町	50	8					3		17	19			1				2
	七ヶ浜町	45	11	2		1		2		19	6		2					2
	利府町	182	23	4		1		24		82	46							2
	大和町	189	21	1		1		12	2	82	59		1	1				9
	大郷町	39	4	1						26	7							1
	富谷町	271	30	6				40	1	88	99							7
	大衡村	20	1					1		17								1
	管轄外	24		2				1		15	6							
	電話相談	156		24	3	1					6	9		20	22		2	69
	小計	2,661	394	66	3	22	0	180	4	1,142	567	21	18	31	23	9	2	179
	大崎市	561	92	24		2		35		210	104	2	1	57	6	10		18
	栗原市	243	45	3		1		14		99	40		2	24		1		14
	色麻町	16				2				8	5			1				
	加美町	102	25	2				8		40	19	2		2		1		3
北 部	涌谷町	48	14	1						22	6			4				1
	美里町	81	7	1				2		34	23	1		10				3
	管轄外	16	3	2						8						2		1
	電話相談	35			3			5		1				13	4	3	2	4
L	小計	1,102	186	33	3	5	0	64	0	422	197	5	3	111	10	17	2	44
	石巻市	587	75	32		8		16		265	91	3	3	12		5		77
	東松島市	215	30	9		1		15		97	38			10				15
	登米市	352	58	14		3		17		187	22	2		14				35
東部	女川町	30	3					3		5	12	1		1				5
	管轄外	56	2	7						9		3				3		32
	電話相談	142	6	33				4		2	4	10		24	12	5	8	34
	小計	1,382	174	95	0	12	0	55	0	565	167	19	3	61	12	13	8	198
	気仙沼市	326	44	6		2		27		110	104	1	1	11		3		17
	南三陸町	48	2	2		1		1		30	10				1			1
気仙沼	管轄外	3								3								0
	電話相談	26	2	5				2		1	1			9	3	2		1
	小計	403	48	13	0	3	0	30	0	144	115	1	1	20	4	5	0	19
仙	台市	9,520	573	711	12	124	12	43	220	1,696	3,605	51	22	559	142	2	25	1,723
全!	県合計	15,068	1,375	918	18	166	12	372	224	3,969	4,651	97	47	782	191	46	37	2,163

(3)経路別受付状況

表3 経路別受付件数

県合計(仙台市を除く)

	経路	ĮΕ	市町村	td	児指	児支	警	家	保健用	所及び	学‡	交等	里	児通	家	近	児	そ	
	路 別				童定	援		庭		機関				告	族	隣			
	נינג	福	児	そ	福医	童セ		庭	保	医	学	教		童仲	胅	1394	童		
\	\	祉	童				察	裁		療		育		介				の	計
l		事		の	祉療	家ン		alest	健			委員		委を	4		本		
児相別		務	委		施機	タ		判		機		会		含	親	知			
別		所	員	他	設関	庭丨	等	所	所	関	校	等	親	員む	戚	人	人	他	
中	央	305		878	58		216			77	79	10	3		869	55	11	100	2,661
北	部	166		351	37		84	2		23	31	9	7		351	27	6	8	1,102
東	部	271		307	119		66	2		14	39	5	67		446	16	8	22	1,382
気化	山沼	46		117	18		19	0		4	18	4	6		164	5		2	403
合	·計	788	0	1,653	232	0	385	4	0	118	167	28	83	0	1,830	103	25	132	5,548

(4)年齡別受付状況

表4-1 年齢別受付件数

県合計(仙台市を除く)

相	総	養	養	保		障	害	相	談		非行	相談	•	育成	相談	{	そ
談別		護	護		肢	視	言	重	知	発	(*	触	性	不	適	L	စ
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		虚	そ	健	体 不	聴 覚	語 発 達	症 心	的	達	犯	法	格	登	性	っ	他
		待	の 他	相	自	障	達 障 害	身 障	障 害	障 害	等	等	行動	校		け	o
年齢		相) 相		由 相	害相	等相	害 相	相	相	相	相	相	相	相	相	相
別	数	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談
0歳	94	48	24	1	4												17
1歳	91	48	17		5		1		3	6						2	9
2歳	200	45	18		1		12		26	64			1		6	3	24
3歳	525	48	13		3		71		128	227			13		3		19
4歳	588	51	6		1		78		134	283			15		2		18
5歳	759	45	12		4		113	2	179	338			34		4	1	27
6歳	397	65	12		4		36		125	107	1		22	1	8		16
7歳	209	60	9	1	2		7		99	9	2	1	8	1	1		9
8歳	177	39	10		1		2		84	2	1		14	2	4		18
9歳	176	55	6	1	5		2		66	2	3	4	7	2	2	1	20
10歳	221	35	10	1	3		2		118	4	2	1	16	2	3		24
11歳	246	47	6		1		1		151	1	2	2	6		3	2	24
12歳	259	44	15				2	1	125		7	5	11	10	3	1	35
13歳	301	57	8		4		1		152	2	7	9	17	7	2		35
14歳	297	44	11		1				147		5	2	29	12	2		44
15歳	244	26	8						149	1	3	1	17	8	1	2	28
16歳	203	15	9		1		1	1	133		11		10	4			18
17歳	226	27	7	1	1				162		1		2				25
18歳以上	335	3	6	1	1				292		1		1				30
計	5,548	802	207	6	42	0	329	4	2,273	1,046	46	25	223	49	44	12	440

表4-2 年齢別受付件数

(公所名 中央児童相談所)

	・困いハリン												(Д)			里门口	
相	総	養	養	保	障	:	害	木	1	談	非 行	相談	育	成	相	談	そ
談別		護	護		肢	視	言	重	知	発	(*	触	性	不	適	育	Ø
\ ,,,		$\widehat{}$	~	健	体	聴	語	症	的	達	χП	2+	格	-2%		児	•
		虐	その		不	覚	発達	心	7李	-	犯	法		登	性	•	他
		待	の 他		自	障	障	身	障	障	等	等	行	校		し	の
		\smile		相	由	害	害	障	害	害			動		相	つ	• • •
年		相	相		相	相	等	害	相	相	相	相	相	相	14	け	相
別	数	談	談	談	談	談	相談	相 談	談		談	談	談	=火	談	相 談	談
0歳			11	改		談	政	訯	訯	談	談	談	談	談	談	訯	シスプ
1歳	45 35	25 17	9		2					3							- /
2歳					4		-		1.5						0	1	2
3歳	100	23 21	6		1		5		15	36					2	I	11
4歳	260		2		ı		41		52	133			_		4		10
5歳	301	24	3		0		50	•	61	155			2		1		5
	396	19	3		3		62	2	90	198					2		17
6歳	178	33	3		2		21		69	38	1		2	1	1		7
7歳	90	30	3	1					50	1	1		1				3
8歳	70	18	4				1		39				1	1			6
9歳	83	29	1		4				32	1	2	2	1	1	1		9
10歳	108	20	4						65	2	1	1	4	2			9
11歳	122	28							77		1	2	1		1	1	11
12歳	134	22	5					1	74		4	4	4	6	1		13
13歳	138	27	2		3				79		3	7	6	2			9
14歳	132	22	5						77		1	1	5	5			16
15歳	123	15	2						81		2	1	4	2			16
16歳	102	9	1		1			1	76		5			3			6
17歳	98	11	2	1	1				75								8
18歳以上	146	1		1					130								14
計	2,661	394	66	3	22	0	180	4	1,142	567	21	18	31	23	9	2	179

表4-3 年齢別受付件数

(公所名 北部児童相談所)

- 女4-3 4	MP///7												(\D')	1 11 7	にロリンし	, - 101	
相	総	養	養	保	障		害	木		談	非 行	相談	育	成	相	談	そ
談別		護	護		肢	視	言	重	知	発	ぐ	触	性	不	適	育	の
		$\widehat{}$	そ	健	体	聴	語発達	症、	的	達	犯	法	格	登		児	
		虐	の		不	覚	達	心 身	障	暲	10	/Д	行		性		他
		待	他	+0	自	障	障	障			等	等		校		しっ	の
(年)		\smile)	相	由	害	害等	害	害	害	相	相	動	相	相	け	相
年		相	相		相	相	相	相	相	相	竹口	扣	相	111		相	1 1⊟
別	数	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談
0歳	22	9	5	1	1												6
1歳	20	10	2		1		1		3							1	2
2歳	50	14	5				4		3	18			1		1	1	3
3歳	91	12	4				14		16	35			8		1		1
4歳	93	9	2				11		13	53			4		1		
5歳	143	10	2				23		27	57			19		2		3
6歳	91	19					5		17	31			12		5		2
7歳	36	17	1				1		11	1			5				
8歳	40	10	2						16				8		2		2
9歳	32	13		1			1		13	1			3				
10歳	44	4	2	1	1				19	1	1		10				5
11歳	53	10			1				34				5		2		1
12歳	45	12	1				2		20			1	5	2	1		1
13歳	55	13					1		29			1	5	4	1		1
14歳	73	9	3						31		1	1	12	3	1		12
15歳	47	5	1	_					31		1		6	1			2
16歳	32	2	2				1		19		2		5				1
17歳	51	7							41				2				1
18歳以上	84	1	1		1				79				1				1
<u>計</u>	1,102	186	33	3	5	0	64	0	422	197	5	3	111	10	17	2	44

表4-4 年齡別受付件数

(公所名:東部児童相談所)

	一面リクリ	~~											·	口 . 木		_ 1	
相	総	養	養	保	障	1	丰	相		談	非 行	相談	育	成	相	談	そ
談別		護	護		肢	視	言	重	知	発	Ć.	触	性	不	適	育	Ø
\		$\widehat{}$	7	健	体	聴	語	症	的	達	犯	法	格	登		児	
		虐	その		不	覚	発 達	心	嫜	障	16	冱	行	五.	性		他
		待	他		自	障	障	身 障	• •		等	等		校		しっ	の
_ \		\smile	<u> </u>	相	由	害	害等	害	害	害	±	±	動	40	相	け	
年		相	相		相	相	寺 相	相	相	相	相	相	相	相		相	相
別	数	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談
0歳	26	14	8		1												3
1歳	31	19	5							1						1	5
2歳	39	6	7				2		8	6					1	1	8 8
3歳	139	13	7		2		11		49	42			5		2		
4歳	124	12	1		1		11		45	38			4				12
5歳	165	12	7		1		21		50	52			14			1	7
6歳	87	9	7		1		5		31	19			6		2		7
7歳	61	9	4		2		3		30	5	1		1				6
8歳	51	7	4		1				23	1	1		3	1	1		9
9歳	53	10	4				1		21		1	2	2	1		1	10
10歳	54	10	4		2		1		24						3		10
11歳	57	7	6						33	1	1					1	8
12歳	68	6	8						26		3		1	2	1	1	20
13歳	94	12	6		1				37	2	4	1	6		1		24
14歳	73	11	2						31		2		7	4	1		15
15歳	60	5	3						29				7	3	1	2	10
16歳	54	4	4						25		4		5	1			11
17歳	60	7	3						37		1						12
18歳以上	86	1	5						66		1						13
計	1,382	174	95	0	12	0	55	0	565	167	19	3	61	12	13	8	198

表4-5 年齡別受付件数

(公所名 東部児童相談所 気仙沼支所)

女士 3 十	と関すりに	-1311	~								ADI	u /\	ロリンじき		//I ^\	, ш, п,	~////
相	総	養	養	保	障	5	害	相		談	非 行	相談	育	成	相	談	そ
談別		護	護		肢	視	言	重	知	発	(°	触	性	不	適	育	Ø
\		$\widehat{}$	そ	健	体	聴	語祭	症	的	達	犯	法	格	登		児	
		虐	て の		不	覚	語発達	心	障	障	16	A	行	묘	性		他
		待	他	40	自	障	障	身 障			等	等		校		しっ	の
<u></u>		\smile	$\overline{}$	相	由	害	害等	害	害	害	+0	+0	動	+0	相	け	+n
年		相	相		相	相	相	相	相	相	相	相	相	相		相	相
別	数	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談
0歳	1																1
1歳	5	2	1							2							
2歳	11	2					1			4					2		2
3歳	35	2					5		11	17							
4歳	70	6					6		15	37			5				1
5歳	55	4					7		12	31			1				
6歳	41	4	2		1		5		8	19			2				
7歳	22	4	1				3		8	2		1	1	1	1		
8歳	16	4					1		6	1			2		1		1
9歳	8	3	1		1				0				1		1		1
10歳	15	1					1		10	1			2				
11歳	14	2					1		7								4
12歳	12	4	1						5				1				1
13歳	14	5							7					1			1
14歳	19	2	1		1				8		1		5				1
15歳	14	1	2						8	1				2			
16歳	15		2						13								
17歳	17	2	2						9								4
18歳以上	19								17								2
計	403	48	13	0	3	0	30	0	144	115	1	1	20	4	5	0	19

(5)相談処理状況

表5-1 相談処理件数

県合計(仙台市除く)

	+0	総	養	養	保	障	Ŷ	<u> </u>	柞	1	談	非 行	相談	育	成	相	談	そ
	相談		護	護		肢	視	言語	重	知	発	Ć.	触	性	不	適	L	o
	別		_	そ	健	体	聴	発	症 心	的	達	犯	法	格	登	44	っ	他
\			虐	o o		不	覚障	達 障	身	障	障	等	行為	行 動	校	性	(†	
			待 	他	相	7	害	害	障	害	害	ਚ	等	等	TX	相	1)	の
処			相	相		自	相	等 相	害相	相	相	相	相	相	相	11	相	相
理別		数	談	談	談	由	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談
面	助言指導	3,862	49	85	3	3		290	4	2,013	894	19	3	153	33	32	9	272
接指	継続指導	692	320	70		2		16		17	87	12	5	43	3	1		116
導	他 機 関あっせん	105	5	13	3			3		3	8	3		14	13	6	3	31
児童福	祉司指導	436	405	7								5	16	2				1
児童委	員指導	0																
児童家セン	に庭支援 ター	2																2
福祉事	務 所 送 致 通 知	7	3	4														
訓戒	,誓約	0																
児童福祉	入 所	38	18	12						2		4						2
施設	通所	0																
指定医等	療機関等	1		1														
里親·保 委	護委託者	13		12										1				
家庭裁	判所送致	2										1	1					
障害児施 利 用	函設等への 契 約	33				29				4								
そ	の 他	358	2	3		8		20		234	57	3		10		5		16
小	計	5,549	802	207	6	42	0	329	4	2,273	1,046	47	25	223	49	44	12	440
	施設入所待機 (再掲)	1	1															
未対応(年	F度末現在)	0																
	施設入所待機 (再掲)	0																
合	計	5,549	802	207	6	42	0	329	4	2,273	1,046	47	25	223	49	44	12	440

表5-2 相談処理件数

(公所名 中央児童相談所)

<u> 扱い</u>		砂たる	<u> </u>											\	(7)170	11/0/	1里们	
	相	総	養	養	保	障	7	害	相	1	談	非 行	相談	育	成	相	談	そ
	談 別		護	護		肢	視	言	重	知	発	(*	触	性	不	適	L	Ø
	נינ <i>ו</i>		_	そ	健	体	聴	語 発	症 心	的	達	犯	法	格	登		っ	他
`			虐	o o			覚	達	心 身	障	障	•-	行	行		性		먠
			待	他	相	不	障	障 害	障	害	害	等	為	動	校		け	の
処 理			∵	<u> </u>	111	自	害	等	害	相	相	相	等	等	相	相	相	相
理別		数	相談	相 談	談	_	相 談	相	相 談			=4/	相	相	=4/	=4/	=4/	談
面	助言指導	1,999	_政	25	1 1	由 2	談	談 169		談 1,128	談 488	<u>談</u>	談	談 21	談 14	談 8	談 2	 105
接					'				4				1					
指	継続指導	260	68	26		1		11		12	74	4	3	7	1	1		52
導	他 機 関あっせん	42	3	2	2						5			3	8			19
児童福	祉司指導	322	296	6								5	14					1
	長員 指導	0																
児童家	R 庭 支 援 タ ー 務所送致	0																
福祉事	務所送致	0																
又 は訓 戒	通知	0																
			4	-						0								
児童福祉施設	入 所	16	4	5						2		3						2
		0																
	機関等委託	0																
里 親・母委	张護 委 託 者 託	1		1														
家 庭 裁	判所送致	2										1	1					
障害児 利 用	施設等への 契 約	19				19												
	の他	1		1														
小	計	2,662	394	66	3	22	0	180	4	1.142	567	22	18	31	23	9	2	179
	施設入所待機	0	001					100		1,112	557		.0		20	J		1,0
未対応((再 掲) 年度末現在)	0																
> \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	施設入所待機	0																
	(再掲)		204	00		00	0	100	4	1 1 4 0	F.C.7	00	10	0.1	00	0	0	170
合	計	2,662	394	66	3	22	0	180	4	1,142	567	22	18	31	23	9	2	179

(注)1件の相談について児童福祉施設入所と家庭裁判所送致との2件の処理を行ったため、相談件数総数(2,661件)と合致しない。

表5-3 相談処理件数

(公所名 北部児童相談所)

<u> </u>		吹たっ													בר ווווג	ליום טויי	し里门口	
	相	総	養	養 - #	保	障	1		相			非 行	相談		成	相	談	そ
	談 別		護	護		肢	視	言語	重	知	発	<	触	性	不	適	L	の
	, , ,		虐	その	健	体	聴覚	語発達	症 心 身	的障	達 障	犯	法行	格行	登	性	っ 	他
処			待	他	相	不自	障 害	障 害 等	障 害	害	害	等相	為 等	動 等	校 相	相	け 相	の 相
<u></u> 理 別		数	相 談	相談	談		相	相	相 談	相	相		相談	相		談		談
面	助言指導	823	10	10	<u>الم</u>	<u></u> 由	談	談 63	談	談 422	<u>談</u> 197	談 1	談 1	談 77	談 6	16	談 1	16
接						1		03		422	197		1			10	'	
指	継続指導他機関	241	165	16								3	2		1			28
導	あっせん	13			1			1						6	3	1	1	
児童福	祉司指導	2	2															
	負指導	0																
児童家セン	と庭支援 ター	0																
福祉事	務 所 送 致 通 知	0																
訓戒	,誓約	0																
児童福	入 所	13	8	4								1						
祉 施 設	通 所	0																
指定医療	機関等委託	0																
里 親・保 委	:護委託者 託	4		3										1				
家庭裁	判所送致	0																
障害児別利 用	記設等への 契 約	4				4												
そ	の他	2	1											1				
小	計	1,102	186	33	3	5	0	64	0	422	197	5	3	111	10	17	2	44
	施設入所待機(再掲)	1	1															
未対応(4	丰度末現在)	0																
	施設入所待機 (再掲)	0																
合	計	1,102	186	33	3	5	0	64	0	422	197	5	3	111	10	17	2	44

表5-4 相談処理件数

(公所名 東部児童相談所)

_ 200	<u>一4 相</u>		<u> </u>											(]	<u> </u>	자미기	<u> 七里和</u>	
	相	総	養	養	保	障		Ē	相	1		非 行	相談		成	相	談	そ
	談 別		護	護		肢	視	言	重	知	発	<	触	性	不	適	L	の
	733		$\widehat{}$	そ	健	体	聴	語発	症	的	達	犯	法	格	登		っ	114
`			虐	o o			覚	達	心 身	障	障		行	行		性		他
			待	他	相	不	障	障 害	障	害	害	等	為	動	校		け	の
処 理			÷==	·-	""	自	害	等	害	相	相	相	等	等	相	相	相	相
理別		数	相談	相 談	談	_	相 談	相	相 談		談	=4/	相談	相 談	談	談	談	談
面	助言指導	735	11	······ 44	政	由	設	談 34	談	談 321	 106	談 9		 数 40	- 談	- 談	談 6	146
接			70			1		34								J	U	
指	継続指導他機関	135		25		I				4	1	4		5		_	_	25
導	あっせん	42	1	10				1		2	3	3		5	1	3	2	11
児童福	祉司指導	91	88										1	2				
	長 負 指 導	0																
セン	マ庭支援 ター	0																
福祉事	務所送致 通知	6	2	4														
-m -h	,誓約	0																
児童福	入 所	4	1	3														
祉 施 設	通 所	0																
指定医療	機関等委託	0																
里 親・伢 委	R 護 委 託 者 託	8		8														
家 庭 裁	判所送致	0																
障害児 利 用	施設等への シシション 約	7				3				4								
そ	の 他	354	1	1		8		20		234	57	3		9		5		16
小	計	1,382	174	95	0	12	0	55	0	565	167	19	3	61	12	13	8	198
	施設入所待機 (再掲)	0																
未対応(年度末現在)	0																\Box
	施設入所待機(再掲)	0																
合	計	1,382	174	95	0	12	0	55	0	565	167	19	3	61	12	13	8	198

表5-5 相談処理件数

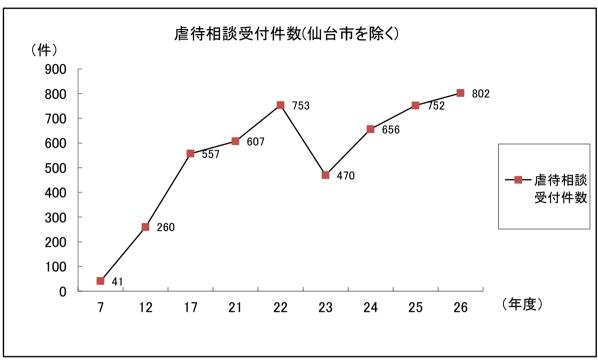
(公所名 東部児童相談所気仙沼支所)

衣り	一5 相談		干釵												部児重			
	相	総	養	養	保	障		事	相		談		相談		成	相	談	そ
	談 別		護	護		肢	視	言	重	知	発	<"	触	性	不	適	L	Ø
	ЪIJ		$\overline{}$	~	健	体	聴	語	症、	的	達	犯	法	格	登		っ	
\			虐	その	-		覚	発	心 身	障	障	,,,	行	行	<u> </u>	性		他
			待	他	+0	不	障	漨 談障	障	害	害	等	為	動	校		け	の
如			\smile	Ü	相	自	害	害	害	_	_	相	等	等	相	相	相	相
処 理 別			相	相			相	等	相	相	相	10	相	相	10		10	
		数	談	談	談	由	談	相	談	談	談	談	談	談	談	談	談	談
面	助言指導	305	5	6				24		142	103			15	2	3		5
接指	継続指導	56	17	3				5		1	12	1		5	1			11
導	他 機 関 あっせん	8	1	1				1		1					1	2		1
児童福	祉司指導	21	19	1									1					
児童	委員指導	0																
児童り	家庭支援 ター	2																2
福祉事	務所送致	1	1															
to	,誓約	0																
児童福	高入 所	5	5															
祉 施 彭	^注 通 所	0																
	聚機関等委託	1		1														
里親・伊委	呆護委託者 託	0																
家庭裁	判所送致	0																
障害児 利 月	施設等への 引 契 約	3				3												
そ	の他	1		1														
小	計	403	48	13	0	3	0	30	0	144	115	1	1	20	4	5	0	19
	施設入所待機 (再掲)	0		-														
未対応(年度末現在)	0																
	施設入所待機 (再掲)	0																
合	計	403	48	13	0	3	0	30	0	144	115	1	1	20	4	5	0	19

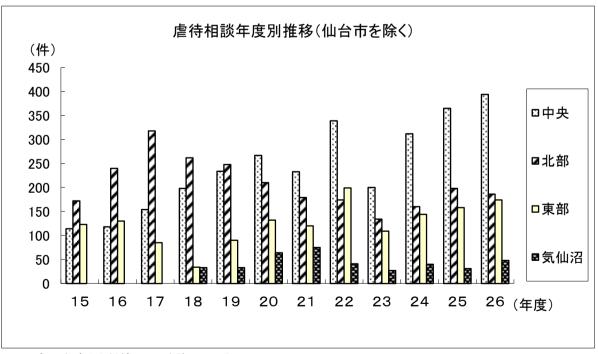
(6) 虐待相談関係

虐待相談受付件数は、年々増加傾向を示している。23年度は震災の影響及び継続ケースをことで減少したものの、24年度より再び増加に転じている。

26年度は前年度に比べて、50件、6.6%の増加となっている。



* 平成23年度から継続ケースを除いている。



* 平成23年度から継続ケースを除いている。

表6-1 虐待相談受付件数の年度別推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
中央	118	154	198	234	267	233	339	200	312	365	394
北 部	240	318	262	248	210	179	174	134	160	198	186
東部	130	85	34	90	132	120	199	109	144	158	174
気仙沼			33	33	64	75	41	27	40	31	48
県 計	488	557	527	605	673	607	753	470	656	752	802
仙台市	329	372	318	426	374	339	482	474	447	494	573
合 計	817	929	845	1,031	1,047	946	1,235	944	1,103	1,246	1,375

表6-2 虐待相談の経路別件数

	家族	親戚	近 隣・ 知 人	市町村	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
中央	47	16	46	4	2	23			11	3	185	30	27	394
北部	15	8	26	15	3	12			3	1	76	27		186
東部	22	7	8	4	1	12			9	3	58	28	22	174
気仙沼	3	7	5							3	17	11	2	48
県 計	87	38	85	23	6	47	0	0	23	10	336	96	51	802
仙台市	21	12	135	_	2	8	8		13	29	244	57	44	573
合 計	108	50	220	23	8	55	8	0	36	39	580	153	95	1,375

表6-3 虐待相談の主な虐待者

	実 父	実父以外の父親	実 母	実母以外の母親	その他	合 計
中央	179	29	173	1	12	394
北部	78	12	86	1	9	186
東部	77	11	61	6	19	174
気仙沼	23	4	17	1	3	48
県 計	357	56	337	9	43	802
仙台市	209	33	301	3	27	573
合 計	566	89	638	12	70	1,375

表6-4 被虐待児童の年齢別・虐待種別

		男	女	身体的虐待	保護の怠慢 拒 否	性的虐待	心理的虐待 (DV 心理)	交禁 止 合 計
	中 央	30	35	19	18		28 (21)	65
	北 部	16	15	7	7		17 (13)	31
0~3歳 未 満	東部	18	21	11	1		27 (16)	39
	気仙沼	5	1	1	2		3 (3)	6
	仙台市	65	53	21	31	1	65 (35)	118
	中 央	49	34	24	20	1	38 (24)	83
	北 部	13	24	4	11		22 (14)	37
3 歳 ~ 就学前	東部	26	14	7	5	2	26 (14)	40
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	気仙沼	6	4	2	1		7 (5)	10
	仙台市	80	76	40	34	3	79 (49)	156
	中 央	85	68	45	32	1	75 (47)	153
•	北 部	39	35	21	24	1	28 (20)	74
小学生	東部	29	22	18	7		26 (11)	51
	気仙沼	11	10	10	2		9 (7)	21
	仙台市	85	94	52	40	7	80 (42)	179
	中 央	36	31	21	13		33 (15)	67
	北 部	20	13	12	8	1	12 (7)	33
中学生	東部	9	21	10	2	3	15 (6)	30
•	気仙沼	4	5	8			1 (1)	9
•	仙台市	43	51	40	18	5	31 (19)	94
	中 央	9	17	11	3	2	10 (7)	26
•	北 部	4	7	4	1		6 (5)	11
高校生その他	東部	6	8	5	2		7 (2)	14
	気仙沼	2	0	1	1		0 (0)	2
•	仙台市	7	79	12	5	2	7 (5)	26
県	計 合計	417	385	241	160	11	390 (238)	802
(仙台市を	除()割合	52%	48%	30.0%	20.0%	1.4%	48.6% -	100.0%
仙	台市	280	353	165	128	18	262 (150)	573
	計 合計 417 市を除く)割合 52% 仙台市 280 合 計			406	288	29	652 (388)	1,375
	割	合		29.5%	20.9%	2.1%	47.4% -	100.0%

※DV心理は、心理的虐待の内訳で、養育者等のDV被害を目撃したことによる心理的虐待を意味する。 心理的虐待の61.0%を占めている。(仙台市を除く)

(7) 電話相談

電話相談は、表7のとおりである。

経路別にみると、家族・親戚等からが293件で最も多く、全体の81.6%を占めている。次が近隣・ 知人からの18件で全体の5.0%となっている。

また、処理状況では、助言指導が240件で全体の66.9%、要面接・その他が67件で18.7% となっている。

表7-1 電話相談経路別表

42 04 04		道府		児指	児	警	家	保健所医 療	F及び 機 関	学点	交等	里	家	近	児	そ	
経路別	<u>市</u> 福	<u>町</u> 児	村 そ	童定 _短 国	童家庭		庭	保	医	学	教	親 •	族	隣	童		
	祉	童		鱼立	庭支援	察	裁		療		育	保護	•		王	Ø	計
	事	委	の	祉療	セン		判	健	機		委	委	親	知	本		
	務		مارا <i>ل</i>	施養	クター	<i>h-</i> /				++	員へ	託	戚		ı	/rla	
児相別	所	員	他	設所	l	等	所	所	関	校	会	者	等	人	人	他	
中 央										3		1	130	9	9	4	156
北 部													34	1			35
東部			3							5		1	107	8	6	12	142
気仙沼			1	2						1			22				26
合 計	0	0	4	2	0	0	0	0	0	9	0	2	293	18	15	16	359

表7-2 電話相談処理状況

処理別 児相別	助言指導	他機関紹介	要面接・その他	計
中 央	86	39	31	156
北 部	27	8		35
東部	106		36	142
気仙沼	21	5		26
合 計	240	52	67	359

(8) 援助方針会議等開催状況

表8 援助方針会議等開催件数

	中央	北部	東部	気仙沼	計
平成22年度	214	122	85	148	569
平成23年度	301	222	161	138	822
平成24年度	342	286	337	194	1,159
平成25年度	312	417	228	203	1,160
平成26年度	328	453	391	179	1,351